別表六の二（四）付表三　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈣付表四の表中

外　　円	外　　円

を

円	円

に、

外	外

を

に、

外	外 ②

を

	②

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六の二（四）付表四　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈣の表中

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十七）「29の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「11の②」）

に改める。

別表六の二㈤の表中

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十七）「52の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「28の②」）

に、

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「50の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「51の②」）

を

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「44の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「45の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二（十七）」を「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」に改める。

別表六の二㈥の表中

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十七）「32の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「13の②」）

に、

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「30の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「31の②」）

を